

第五回國會 大藏委員會會議錄第三十七号

昭和二十四年五月二十日(金曜日) 午後三時三十九分開議

出席委員

- 委員長 川野 芳滿君
- 理事 小峯 柳多君、理事 島村 一郎君
- 理事 宮崎 靖君、理事 田中織之進君
- 理事 荒木萬壽夫君、理事 風早八十二君
- 岡野 清豪君 小山 長規君
- 北澤 直吉君 佐久間 徹君
- 前尾繁三郎君 三宅 則義君
- 吉田 省三君 川島 金次君
- 宮腰 喜助君 河田 賢治君
- 出席政府委員 大藏政務次官 中野 武雄君
- (主税局監理部長) 大藏事務官 正示啓次郎君

委員外の出席者

- 大藏事務官 金子 一平君
- 専門員 黒田 久太君
- 専門員 椎木 文也君

五月十九日

源泉所得税徴収者に対し手当支給の陳情書(長崎縣北高來郡小長井村收入役田川八郎)(第四九九号)

酒造研究機関拡充強化の陳情書(日本酒造協会代表土田國太郎)(第五二二号)

超過供米に対する課税免除等の陳情書(富山縣婦負郡池多村土代平野常次郎外四十六名)(第五四九号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件
閉會中の審査に関する件
小委員会設置に関する件

第二類第七号 大藏委員會會議錄第三十七号 昭和二十四年五月二十日

委員派遣承認申請に関する件
協同組合による金融事業に関する法律案(内閣提出第一六七号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めの件(内閣提出承認第五号)

○川野委員長 これより會議を開きます。
去る十八日付託になりました地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めの件

税務署増設案

税務署名	府都道縣	位 置	管 轄 区 域
(東京財務局) 荏	東京	東京都杉並区八カ町	杉並区内宿町外四十八カ町
(大阪財務局) 大	宮 崎	大宮市	大宮市、北足立郡の一部
香 住	兵 庫	城崎郡香住町	城崎郡の一部、美方郡
(札幌財務局) 上	北 海 道	旭川市	上川郡の一部
(名古屋財務局) 三	靜 岡	三島市	三島市、田方郡の一部
(名古屋財務局) 島	同	島田市	島田市、榛原郡、志太郡の一部

の件を議題として、まず政府の説明を求めます。

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めの件

最近に於ける税務行政の实情にかんがみ、別紙の通り荏窪税務署外五税務署を増設する必要が生じたので、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求めます。

○正示政府委員 ただいま議題になりました地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に關し承認を求めの件につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府におきましては、本年度五千四百四十余億円に達する租税収入を適正に確保するため、各般の施策を講じつつあるものであります。なかんずく徴税機構の整備強化をはかるの要きわめて緊切なるものがあるを認めまして、その一として荏窪税務署外五税務署を増設することといたしたのであります。

密なものがあるのですが、今回これらの増設が実現されることになりまますならば、納税者の受ける利便はもとより、円滑適正な税務運営に資するところけだし大なるものがあるかと存するのであります。

○川野委員 簡單にお尋ねしておきたいと思ひますが、この新しい税務署の設置に伴つて、税務官の數と、目下問題になつております定員法との關係はどういうふうになつておりますか。

○正示政府委員 お答え申し上げます。定員法は目下本國會におきまして御審議中でございますが、このたび六税務署を増設いたしましたが、税務關係の定員をふやすことにはなつておりません。すなわち目下御審議中の定員法に定められました定員の範囲内におきまして、今回増設をする税務署の職員をまかなつて参る、かような考えでございます。

○川野委員 そうなると、たとえばここに出席しております埼玉縣大宮市に、関東信越財務局の一部として増設になります。そうすると埼玉縣下の目下存置されております税務署内の税務官をやりにくりして、その他もあるでしょうか、大体そういうことにして新しい増設税務署内に配置をするというふうに理解してよろしいのですか。

○正示政府委員 最も直接的には現在の浦和税務署の職員が多くなれること

るのでありますが、実情の調査の上に立ちまして、全体的な税制、税機構の改革の中でこの問題を解決していただいたら、よりよいのではないかと、ふりかへられるのであります。そういう意味で、今突如こういふものを、あるいは突如でないにしても、いままらこういふものをこの際に出されるというものは、かえつてまずいのではないかと考へるのであります。その点について政府当局の所見を承りたいと思ひます。

○正示政府委員 御指摘の根本的ないろいろの改正問題につきましては御所見につきまして、まことに御同感の点も多いのでございますが、実はこの税務署の増設につきましては、かねてから私どもとしまして、管内の事情等につきましては絶えず調査をいたしておるのでございます。先ほども申し上げましたように、主として納税者の方々の利便という点から考へましても、なおできますならば四十箇箇所つくることと望ましいということ、前々から調査の結果考へておるのでございませぬ。ところが先ほど申しましたような事情のために、なか／＼思うにまかせません。そこでやむを得ず最小限度に圧縮をいたしまして、嚴選に嚴選を重ねました結果、ここに今度六箇所増設することになつたのでございますが、たとへばこの中で浦和のごときは、これはもう風早委員もよく御承知のように、現在では相當の管轄区域になつておりますし、納税者の数、また署員の数から申しましても相當大きいのでありまして、署長なり課長なりのもとにおきましてこれだけの署員を統轄し、これだけの納税者に應接して行くとい

うことになりますと、いろ／＼と納税者の方々にも不便を與えるような面も多いかと思つております。かような見地から、嚴選に嚴選を加へまして、なお先ほど申した予算上の制約等もあわせ考へながら、まあこの程度のものならば一應設置できる。こういう見通しを持つて案を出したような次第でございます。根本的な問題につきましても、風早委員と私ども同感の点もございませぬが、この問題はさういふふうには、いわばきわめて事務的な私どもの考へ方から、十分調査をした結果提案いたしておりますので、何とぞ本件につきましては、共産党の方々もござつてひとつ御賛同をいただきたいたうことを、この際お願いしておきます。

○風早委員 むろん当局としては、その必要からやらせようとしておることには言ふまでもないのでありまして、一應その理由を持つておられると思ひます。大宮の場合にいたしまして、これは浦和税務署長もやはり言つておりましたが、大宮にも一つつくつてもらわなければ、とてもやり切れないといふこととあります。しかしそれはどういふところから来るかと申しますと、これは釈迦に説法になりまされども、結局一つの、たとへば浦和なら浦和の署だけをとつても、それだけでも人数が足りなくて非常にやりにくいのだ。納税者の側はまず／＼かゝるし、とてもやれないのだといふところから大体来ておるわけでありませぬ。さういふ意味でおそらく今部長はこの納税者の利便といふことを言われるのだと思つてあります。しかしながらこれは確かにとる方から言いますと、利

便には違ひないのでありますが、納税者の側から言いますれば、これははたして利便であるかどうかはまた別問題なのであります。そも／＼今の人数では足りないといふことには、まだいろいろそこに原因があるのでありまして、つまりまず税制そのものがはなはだ不備である。また今までの税の取立て、しきたりといふものに非常な不合理がある。実情に即しない。つまり課税すべからざる者にまで課税対象が及んでおる。あるいはまた課税すべからざる額にまで課税が及んでおるといつたような根本の矛盾の問題がありまして、そこからとも手に負えないといふことになつておるのではないかと、われ／＼は固く信じておるのであります。さういふ意味におきまして、このままではいくら機構をふやそうとも、人数をふやそうとも、それは結局根本のやり方を改めない限りはどうにもならないのであります。シャウブ博士が來訪されてわれ／＼がこれに非常な期待をかけるというの、やはりこの点について根本的な改革を要求しておるからなのであります。それを待つて、その中で初めてこの機構の拡充なりその他の問題が、具体的に取上げられるのであると考へるのであります。さういふ意味で私は第二の質問を發したのであります。やはり今急いでやられるといふ必要を私どもは認めないのみならず、これはかえつて有害であるかと考へるのであります。先ほどの川島君からの御質問に對するお答えの中で、定員については何らかわらない、定員法の変更を要しないといふようなお話でありまして、まず／＼これは政府の提案理由なるものとの間に、自

矛盾があるのではないかといふやうな感を得るのであります。いくらふやさないと申しましても、新しく同一管内にしましても一つの獨立した税務署を創設するといふことになりますれば、やはり署長から総務あるいは直税、間税、経理等いろ／＼な部課がでまるわけでありまして、それ／＼相當の陣容を整へなければ、一人前の税務署になれないわけでありませぬ。全然定員を動かさないとやるといふことは、実は考へられないのであります。しかももし二つにでも割つて、たとへば浦和の場合にいたしまして浦和を二つに割つて、さうして大宮に持つて行くといふことになれば、これでは何にもならぬ。かえつて不便になるだけであるが、さういふことでこの新しい税務署の創設がなされるのではなからうかと思ふ。建物の費用だけは一應すでにとつてあるといふこととありまして、やはりその維持も必要でありませぬ。さういふことには、いづれにいたしましても先ほど申しましたように、各部署といふものがそれ／＼あるのであります。今まで雇ひであつた者、あるいは三級官であつた者もだん／＼引上げて行く。さうしてこれを課長にする、部長にするといふことになるかもしれませぬが、さうすればやはり下が足りなくなる。どうしてもこれは増員といふことにならざるを得ないと私どもは見通します。しかしそれをやらぬのだ、定員を動かさぬのだといふことになりますと、どういふふうにして一体新しい税務署をつくつて、能率を倍にすることができるとお考へになつておるか。さしずめこの問題を、納得

の行くように説明していただきたいと思ひます。

○正示政府委員 前段の問題につきましては、私どもといたしましては、ウブ・ミッションに對しまして、できる限り実情を御理解いただきまして、税の軽減、納税者が相當減る程度まで軽減されるということが実現されるならば、これは非常に望ましいこととあり、またぜひともさういふ方向に持つて行つていただきたいと切に希望いたします。いろ／＼準備いたしております。それにいたしまして、これは見通してございませぬが、急速にさういふふうに行くかどうかはなかなかに今日判定はできません。さういふ点から申しまして、先ほど申し上げましたように、たとへば大宮に税務署ができれば、たとへば大宮に居住の人は今まで浦和まで行かなければならなかつたのが大宮ですむといふことだけども、納税者の方に利便になるといふことは争えないと考へます。それから後段の御指摘の問題につきましては、これは非常にどうもつとも点もあつて、私どもといたしましては、むろんさういふふうには、人もふやすといふやうなことができれば、さういふことでは、これは一番インジツトな方法かと思はれますが、これは、國家全体の立場から言ひまして、一方におきましては行政整理といふことも必要になつております。私どもの目の下の考へていたしましては、從來漫然と事務を処理して來たやうな傾向が相當ありますので、この際事務事務につきまして科学的な検討を行ひまして、機械的な事務とそれから非常に知的な事務とを截然と区分をいたしまして、機械的な事務を従

の行くように説明していただきたいと思ひます。

若い方が税務署に相当入つておるのであります。今平均年齢が二十五歳といふふうな状況でございます。そこへもつて来て相当の権力を持つておるといふようなことから、そういう誘惑の機会が多いという点で、まことにこういう事態を起しましたことは遺憾であります。この点につきましては、たいへん非常にお同情的である、待遇問題等についてももう少し考えたらどうかという御所見に対しましては、実は今もつて一部一般の役人よりは、ほんの少しでございますが優遇されておるのでございまして、しかしこれは私どもとしましては、従来の職階制というふうなものもまだいざなわなく、幼稚でございまして、先ほど申し上げましたように職務の区分をもう少し細分いたしましたので、こういう仕事ならばこの程度の職階が與えられるべきであるといふふうにもう少し細密な組織をつくることによりまして、ただいま御指摘のように重要な職務を行う者については、それにふさわしい職階を與えるというふうなことをやつて参らぬことには、なかなか問題が解決しないというふうに考えております。従いまして優遇というふうな問題につきましては、いろいろ今申し上げたような方法によりまして、將來できるだけそれにふさわしい待遇を與えて行くように、やつて参りたいと考えておるのであります。

○三宅(則)委員 第四番目でありまするが、私の信じますところによりまして、過去における税務官吏の方々は、多少横暴とは申しながら、今よりもずっと品位もあり、また熱心に仕事を勤められておつたと確信いたします。しかるに今の税務官吏の中には、往々にいたしまして今仰せになりました通り、行き過ぎあるいは権力の濫用等がかなりありまして、はなはだしきに至りましては聞込みもしくは外見等によつて決定するといふような、はなはだ根拠の少ないことによつて決定せられる場合が多いと思ひます。これを是正いたしまするために私はかように考えておりますが、いかがでありませうか。少くとも今までは税務署長の威厳というものが下級官吏にまで徹底しておつた。しかるに近ごろでは労組といふものができたのでありまして、税務署長も労組によつてきめるといふふうなことであります。はなはだ威厳が徹底してない。税務署長は民衆に対して親切に熱心に調査せよといふことを仰せになります。たまたま「係官」においてそれと反対の行動に出るといふ場合がありはしないかと考えておりますが、この点についていかなる責任を持つておられるかといふことが一つ。さらにまた今までも税制改革はありましたが、今度シャウ博士がおいでになりましたので大変化があると思ひますが、私が常に考えております事柄は、官吏が一方的に民主納税に関する決定をするといふことは、はなはだ行き過ぎである。いやしくも民主納税になつた以上は、民衆の声を反映せしめて、官吏と共同の責任において決定するものが、これが合理的な納税と考へております。しかるに各町村に十数名の税務調査員なり財務調査員があればけつこうであります。少くとも國民の代表者を入れて、それらの意見をある程度まで慎重にしんじやくいたして決定するのが妥当であると思ひ、この二点についてお答えを承りたい。

○正示政府委員 最初の問題は、署長の命令に従わないような署員があるといふふうな御懸念であります。この点につきましては職務命令には従うといふことで、われわれは現に指導いたしております。従いまして署長の命に従はずして不当な行爲をした者につきましては、適当な処分をする方針であります。

それから第三の問題でございますが、これは非常に重要な問題でございます。別の場合に、またあるいは本委員会等におきましても、大臣からも申し上げたと思ひますが、この申告納税制度は従来の日本の所得税のやり方等から考へまして、非常に急速にかわりましたので、この過渡的にいわば民主的に選ばれた委員会の少くともアドヴァイスを聞きまして、それによつて決定するといふようなことが、非常にスムーズに仕事をする方法ではないかという考へをもちまして、しばしばそういう提案もいたしておるのであります。遺憾ながら今日まで実現はいたしておりません。ただ大臣のお考えとして私も承つておりますところによりまして、このたびのシャウ・ミツシヨンの御來朝を機会に、さらにこういう面につきましても大臣としては御努力なさる。またわれわれもその意を体して努力いたす。こういう予定になつておりますので、御了承いただきたい。

○三宅(則)委員 私は各地に税務署を民衆の接触しやすいたところ、もしくは交通の利便のところを置くといふことは根本趣旨において賛成であります。が、實際におきましては一定のポストによつてやられるといふ

ことが懸念せられるといふことを聞いております。私もそれには反対です。しかしながら業界の情勢を聞きまするのには、ポストでなくして実際組合長とかあるいは労組の方の意見もつけようではないかと。こういうふうな諸問題が制度として設けられないといふし、参事ならば、事実この二十四年度の決定にさつそくそれを利用いたされたい、参考に使せられたらいいことを希望いたしてはおりますが、現段階においてはそれは不可能であるかどうかといふことを、お伺いしたいと思ひます。

もう一つつけ加えておきますが、われわれもいたしましては決してこれに反対するものではない。現に私は與党であるけれども、與党でありましても國民の声といふものは十分に尊重いたさなければならぬと思ひますが、大臣の意思と次官あるいは各税務署の意見とが相一致しないような点があつたならば、嚴重にやつてもらいたいといふことをひとつこの場合御誓願いたしたいと思います。

○正示政府委員 最初のポストと結託してといふようなことは毛頭考へておりませんし、また現在税法上團體諮問という制度がございまして、この團體諮問という制度によりまして業者團體に諮問するといふことになつております。が、これまた諮問でございまして、その團體の意見によつて拘束されないので、御承知いただきたいと思ひます。最後の点は非常に政治的な問題でございまして、私も役人として、大臣の意思に即應した仕事をするといふ固い決

意を持つておりますことを申し上げさせていただきます。

○前尾委員 ただ一点だけお聞きしたいと思ひます。先ほど風早委員から他の角度からお話があつたのでありますが、民主自由党として、現在行政の整理の段階であり、各種の出先機関の整理をやつておられる折柄、この六つの税務署を増設されるのであります。はたして六つ程度のものがあるならば、どういふ意味をもつて現在の政府の大方針に反してまで、増設する必要があるかといふことが第一点。それから六つの税務署については、すいぶん厳選されたようなお話であります。拜見いたしますと香住のような小さな税務署もあり、大宮のごときは私はぜひ増設させることを希望するものではあります。が、あまりにも基準が無方針である。どういふような方針のもとにこの六つの税務署をお選びになつたか。それについての御意見を伺いたいと思ひます。

○正示政府委員 御質問にお答えいたします。この六つの税務署を選びましたのは、非常に私どもとしても苦心いたしましたのであります。まず第一に先ほど御説明にも申し上げました通り、納税者数、職員の状態、管轄区域、こういうふうな点から選びました。その次は予算の制約上、既存建物で買収できるようなものをお持ちの所といふことが、第二の基準になつておるのであります。従いまして大方針に反してまでと言われたのであります。この点は私も定員の増加といふようなことをいたさず、出先機関の整理いたしました。が、仕事をやめになつて整理されるならけつこうなのであります。

御承知のように税務署の方の仕事はそのままでありまして、いわば納税者の利便という点からやはりこれだけつくるというところがいいという考え方でございます。香住につきましては多少小さな点もございまして、納税者数等から見ますと、一應つくるのが至当じやないかという考え方でございまして、この点につきまして実はもう少したくさんございましてはつきりした点もあるのですが、六つだけありますので、多少御指摘のような点があることはあしからず御了承願いたいと思ひます。

○川野委員長 ほかには質疑はございませぬか—質疑がないようですから、本法案に対する質疑はこれにて打切ることいたします。

○島村委員 税務署設置の問題に對しましては、討論を省略してただちに採決に入られんことを希望いたします。

○川野委員長 島村君の動議に御異議ございませぬか。

〔異議なし〕〔異議あり〕と呼ぶ者あり

○川野委員長 それでは討論の申込みもございまして、本問題に對しましてはこれより討論に移ることにいたします。河田賢治君。

○河田委員 共産党は本問題に對して反對の意見を申し述べます。もちろん納税者の側からいへば、個人申告としてはたくさん税務署のあつた方が、交通その他から便利ではあります。しかし現在のような課税方法、また徴税のやり方、所得税の問題、こういうような問題から見ますならば、今日こういう税務署をふやすということ、結局國民大衆に對しても、警

察官よりも税務署が恐ろしいと言われたいものがあるのではありません。従つてこういう点からしても、私たちがまず第一に従業員、職員の生活の安定をさせ、汚職だとかいうような問題がなくても十分生活ができるようにすることが先決問題だということ、第二に現在所得税の問題が改革の俎上に上つておりますが、これなども急速に政府はやるべきであつて、こういう問題をまず出してから後に、税務署の機構あるいは組織の問題に入るべきだということ、第三には徴税の方法、これらもたくさん質問いたしましたごとく、

盛んに大口の脱税があり、あるいは大口の納税者に対してのいろ／＼な課税上の問題では非常にルーズなところがあつた。しかも一方非常に生活に困つた人に対しては、むちやくちやな課税が行われておる。こういう点がやはり改められて、初めて税務署の増設というやうな問題に入るべきだと思つております。従つて私たちは今日こういう税務署がただ増設されて、それによつてこの日本の税務のいろ／＼な問題が改革されて行くというふうには考えないわけでありませぬ。こういう点から私たちが共産党は、今日この税務署の増設に對しましては反對する次第であります。

○川野委員長 討論は結局いたしました。これより本案を議題として採決いたします。本案を政府案のごとく承認を與うべきものと議決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○川野委員長 起立多数。よつて本案は政府原案のごとく承認を與うべきものと議決するに決しました。なお報告書の作成その他につきましては委員長に御一任を願ひます。暫時休憩いたします。午後四時四十五分休憩

午後五時十分開議

○川野委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

協同組合による金融事業に関する法律案を議題として討論採決をいたしました。存じます。本案に關しては修正案が提出されておりますので、まず修正案の趣旨説明を求めます。提出者小山長規君。

○小山委員 協同組合による金融事業に關する法律案に對する民主自由党、民主黨、社会黨の共同提議案なる修正案並びにその理由を申し上げます。まず修正案の部分を讀み上げます。協同組合による金融事業に關する法律案の一部を次のように修正する。第二條第三項を削る。これが一つ。第二に、第二條及び附則中「第七十九條」とあるのを「第七十七條」に改める。この二つであります。

第一の理由といたしましては、大蔵大臣の監督を有効ならしめ、協同組合による金融事業の健全な運営を確保するために、第二條第三項を削除いたしました。いわゆる免許の規則事項を排除するの必要であります。これがこの修正案を提出する理由であります。第二の修正理由は、中小企業等協同組合法案におきまして、保險協同組合に關する條項が商工委員会において削除せられましたに伴ひまして、條文の配列が変更されたからであります。以上をもつて終ります。

○川野委員長 修正案の趣旨説明は終りました。これより修正案及び本案を一括議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。河田賢治君。

○河田委員 ごく簡単に反對の理由を申し上げます。いろ／＼法制が整備されるというところはつこうなのであります。今日中小企業は、御存じのように集中生産のために続々と破滅しつつあります。またこれに伴ひまして金融におきましても、同様大銀行あるいはその他の特殊な銀行にすべての資金を集中する。こういう關係から、今日信用組合その他におきましても非常に経営が困難になつて来ております。政府としましては、いろ／＼中小企業の振興策とか、あるいは中小の金融機關を充実するとかいうことを絶えず申しておりますが、實際にやることはそうではなくて、やはり今日の大独占資本の利益のための政策にほかならぬのであります。従つて今日のような法案が提出されましても、現実にはやはり中小の金融機關の経営が、ますます今後困難になることは明らかなことである。私たちが日本の民族産業を守り、また日本のこれら中小工業を守つて行く。またそれに應ずるところの金融機關を守つて行く。こういう立場で、これは現行の法律案のままでも大体やつて行けると思つております。新しく法律をつくつて、そしてまたいろいろこめんどやうな手数をかけなくても、これは十分できるのであります。こういう立場から私たちが本案に反對する次第であります。

○川野委員長 田中織之進君。

○田中(織)委員 私は日本社会黨を代表して、本案に對して賛成の意見を述べたものであります。しかしながらこの法律を見ますと、協同組合による金融事業に關する法律案ということになつておりますけれども、これはむしろ信用組合の規定でありまして、その他の協同組合による金融事業は、それ／＼別の法律によつて規定せられておるのであります。法律のタイトルのような大上段から振り構えたやうな内容が盛り込まれておらないのであります。さらにこれは商工委員会において審議せられました中小企業等協同組合法に對して、すでに市街地信用組合法そのものは、修正によりまして廃止になりますけれども、中小企業等協同組合法の中におきまして、市街地信用組合が生ずることに相なつておるのであります。その中小企業信用組合關係の預金者、並びにその他の債権者及び投資者の利益を保護するために、この法律が制定された、こういうやうな事情にありまされたために、われ／＼は中小企業等協同組合法に賛成したと同じ立場で、そういう点においてきわめて割り切れないものを持つておるのであります。しかし一言希望を述べておきたいのは、中小企業に對する金融その他庶民金融に關しましては、当然政府におきまして金融業法等の制定にあたりまして、十分庶民金融に重点を置きまして、庶民銀行等の独自の組織を考へなければならぬ。それは先般國民金融公庫法が制定せられるときにも、われわれが指摘いたしましたように、こういう形だけは整えましても、その内容に處るところの金融的な政策において

○川野委員長 田中織之進君。

欠ける点が多々あるのでありまして、こうした形骸がつくられるならば、その形に沿つて十分必要な資金が流れるように、大きな金融政策の操作について、今後政府当局において一段と努力せられることを強く希望いたしました。修正案並びに修正案を除きました部分につきまして、賛成の意を表するものであります。

○川野委員長 荒木萬壽夫君。

○荒木委員 私は民主を代表いたしました。ただいま議題となつております協同組合による金融事業に関する法律案に關し、小山委員より述べられました修正案並びに修正部分を除く原案に賛意を表するものであります。

○川野委員長 小山長規君。

○小山委員 私は民主自由を代表しまして、修正案に賛成いたします。ともに、修正部分を除く原案に對しましては、次に述べるような条件を付して賛成するものであります。その条件と申しますのは、わが党がさきに中小企業等協同組合法案を審議中の商工委員会に對しまして、次の趣旨の修正を申し入れたのであります。この修正案が可決されることを条件として賛成するものであります。わが党で申し入れた修正案を流れる趣旨は、現在の市街地信用組合を大なる変動なしに、中小企業等協同組合法案の中に吸収するところにある。その眼目があります。そうしてその明細をたゞいま申し上げますが、わが党が申し入れた修正の條項は、第一には、中小企業等協同組合法案において第五條關係であります。第二に「信用協同組合」と改めること、第三に第六條關係であります。従來の

原案には、信用組合の組合員たる資格を有するものの中に、事業協同組合を含めていなかったのではありませんが、事業協同組合も信用組合の組合員たる資格を有するものと改めたいという趣旨であります。第三には、第十條關係であります。原案によりまして、組合員の出資の最高限度を、四分の一まで持つことができるように規定してあつたのであります。これは信用組合の場合には大口出資者が故意に脱退することによつて、信用組合の基礎を危うくさせるおそれがあるため、これを改めまして、一つの組合の出資口数は出資総口数の一〇%を越えてはならないというふうにして、修正してもらいたいという趣旨であります。

第四には、十一條關係であります。原案によりまして、組合員の代理人による議決権、あるいは選挙権は、一人一代理をもつて原則としておるのであります。信用組合のような大規模の組合におきましては、この議決権または選挙権を行う場合には、一人の者が十人まで組合員を代理できるように改めたいという趣旨であります。第五には、原案によりまして、信用組合を設立した場合は、四人の組合員をもつて組合ができることになつておるのであります。これは弱小の組合を濫立させ、金融界を攪乱するおそれがありますので、信用組合を設立する場合には三百人以上の組合員がなければならぬというふうに変更し、五十五條關係であります。第六に、五十五條關係であります。大規模の組合におきまして、総代会におきける規定が定数は、組合員の総数が二

千人を越える信用組合にあつては二百人を下つてはならない、こういうふうになつておるのであります。これを、これを若干千人以上の組合員を有するもの百人の総代というふうに変更してもらいたいという趣旨であります。第七には、同じ第五十五條關係であります。この千人以上の組合では総代会において役員選挙、定款の変更、除名並びに総代の補欠選挙ができるように改正してもらいたいという趣旨であります。第八には、原案によりまして、信用組合におきましても他の協同組合におきましても、剰余金の配当は年六分以上をなしてはならないという趣旨であります。第九に、原案によりまして、信用事業を行う協同組合連合会の預金の受入れまたは貸付は、連合会を直接にまたは間接に構成する者になし得るといふことになつておるのであります。これは單位組合の存在を危うくするおそれがありますので、これを連合会を直接に構成する者だけに限つて、預金の受入れあるいは貸付をなし得るといふ規定に改めたいという趣旨であります。第十には、原案によりまして、組合の業務もしくは会計が法令、定款、規約に違反し、または組合の運営が著しく不当である場合には、組合員は無制限に検査の申出ができるようになつており、その場合行政廳は検査をしなければならぬといふ

ことになつておるのであります。これを信用組合に許し、一部不平者がこの検査権を濫用するおそれがあります。そのためにせつかく健全に発達しつづつておられる信用組合の信用が傷つけられ、あるいは取付騒ぎを起すというようなことがあつてはならないというので、この規定を信用組合及び信用組合連合会に關しましては適用しないというふうにして、改めたいという趣旨であります。第十一には、三十六條關係であります。役員任期が原案によりまして二年になつておりました。これを三年に改めたいという趣旨であります。

修正を申し込みました理由は、ただいま申し上げたところで盡きておるのであります。協同組合による金融事業に關する法律案は、これの組織法となつておられます。この組織法と同組合法によつて設立されるところの、信用組合に對しての監督規定であります。さきに申し上げました修正案が可決されましたあかつきにおいては、この監督法によりまして不健全金融機關の濫立も防くことができる。預金者の利益を擁護することもできます。金融の円滑をはかることもできると思つておるので、以上の條件を付して民主自由を代表し、賛成の意を表するものであります。

○川野委員長 討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まず小山長規君提出の修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立を願います。

○川野委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。次に右修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。賛成の諸君の御起立を願います。

○川野委員長 起立多数。よつて本案は修正議決せられました。なお報告書の作成その他のことにつきましては委員長に御一任願います。

○川野委員長 次にお諮りしたいことがございます。それは閉会中の審査に關する件であります。本委員会としては去る三月二十四日、議長の承認を得て税制及び金融制度に關する諸調査をすることとなつておりました。が、議案審査に追われて、調査を継続し得なかつた次第であります。つきましては今度の閉会中に諸調査を進めたいと思つて、それは議院の議決によつて特に付託された事件について、閉会中もお審査ができるという國會法第四十七條の規定に基づき、あらかじめ審査申出書を議長のもとに提出せねばなりません。閉会中の審査事件として、一、復興金融庫に關する事項、二、税制に關する事項を議長に申し出るに御異議ございませんか。

○川野委員長 御異議ないようです。なお閉会中の審査申出書の提出その他の手続につきましては、委員長に御一任願います。

○川野委員長 本会期中に設置いたしました復興金融庫調査に關する小委員会、及び税制に關する小委員会につきましては、閉会中の審査事件

【賛成者起立】
○川野委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。次に右修正案の修正部分を除いた原案について採決いたします。賛成の諸君の御起立を願います。

に基き、閉会中も存続して設置いたし調査を進めたいと存じます。しかしこれは閉会中審査事件が付託されました場合に設置するべきものでありまして、この際便宜上あらかじめ閉会中審査のための右小委員会を設置いたしておきたいと存じますが、この点御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議ないようですからさよう決定いたします。なお小委員及び小委員長の選任につきましては委員長及び理事に御一任願います。

○川野委員長 次に閉会中の審査事件が議院で議決され、正式に委員会に付託されました場合には、それに基づきまして実地調査のための委員派遣をいたしたいと存じますが、閉会中の委員派遣には御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議ないようですから閉会中の審査事件が付託された後におきまして、本件に基づき委員の派遣をすることに決定いたします。なお委員派遣には、派遣の目的、派遣委員の氏名、派遣の期間、地名等を記載した委員派遣承認申請書を議長のもとに提出して、その承認を要しますので、委員派遣承認申請手続等につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十一分散会

〔参照〕

協同組合による金融事業に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税務署の増設に関し承認

を求める件(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年七月十六日印刷

昭和二十四年七月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類 第七号)

(五三七)